**平成２４年（フ）第２５９号**
広島県福山市木之庄町１丁目16番10―303号、旧住所岡山県井原市上出部町1070番地６
債務者　井上　　翔
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第５８号**
高知県土佐清水市三崎浦３丁目６番６号
債務者　片岡里佳子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２４年（フ）第６６２号**
熊本県荒尾市増永2546番地27
債務者　谷川　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３２６２号**
大阪市北区浮田２丁目５番27号
債務者　犬塚　あい
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１０９号**
大阪府寝屋川市萱島南町15番１号、前住所大阪府寝屋川市新家１丁目11番14号
債務者　宮﨑香奈美（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１５１号**
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番８―903号
債務者　高杉美奈子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５５７８号**
大阪市浪速区日本橋５丁目６番19―507号、前住所大阪府守口市八雲西町４丁目13番１号
債務者　本多　雅士
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６１９号**
大阪市中央区日本橋１丁目４番４―203号
債務者　倉橋　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６６９号**
大阪府茨木市沢良宜東町14番36号　ヒジリマンションＢ棟201号
債務者　木村　和代
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５７１４号**
大阪府茨木市沢良宜東町14番36号　ヒジリマンションＢ棟201号
債務者　木村　嘉男
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８６３号**
大阪府寝屋川市石津元町11番24号
債務者　延山勇こと　玄　　相宙
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８９６号**
大阪府東大阪市東豊浦町８番８号　サンハイム西村103号
債務者　山森千亜紀
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５９７９号**
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目85番地の４
債務者　善本　順子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６０１８号**
大阪府東大阪市吉田８丁目１番６号　野村ハイツ201号
債務者　金村好美こと　金　　好美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１１４号**
大阪府豊中市上野西３丁目12番16―305号
債務者　梶野美千代
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１５９号**
大阪市生野区田島６丁目11番13号　セレニテ田島403号
債務者　北沢　恒治
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１９３号**
大阪府交野市寺３丁目12番16号
債務者　筧　　隆仁
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部